

中労委、昭50不再72、昭52. 6. 15

命 令 書

再審査申立人 橋本タクシー株式会社

再審査被申立人 全国自動車交通労働組合連合会和歌山地方連合会和歌山
自動車交通労働組合

再審査被申立人 全国自動車交通労働組合連合会和歌山地方連合会和歌山
自動車交通労働組合橋本タクシー分会

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 再審査申立人橋本タクシー株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、和歌山県橋本市）に本社を置き、高野口町と橋本駅前に営業所を有して、道路旅客運送業を営む会社であり、代表取締役は、昭和48年3月7日まではB 1であり、それ以降はB 2である。
- (2) 再審査被申立人全国自動車交通労働組合連合会和歌山地方連合会和歌山自動車交通労働組合橋本タクシー分会（以下「分会」という。）は、会社の従業員をもって組織する労働組合で、その組合員数は、初審結審時4名である。

なお、分会は、結成当時は、全自交橋本タクシー労働組合と称していたが、昭和48年10月ごろ上記名称に改称した。

(3) 再審査被申立人全国自動車交通労働組合連合会和歌山地方連合会和歌山自動車交通労働組合は、分会の上部団体である。

(4) なお、会社には分会のほか、会社の従業員で組織する「橋本タクシー第一労働組合」（以下「第一労組」という。）がある。第一労組は、昭和48年2月に結成され、初審結審時の代表者は委員長C1である。

2 本件紛争に至る労使事情

(1) 分会結成及びその後の経緯

① 昭和37年7月ごろ、会社従業員の間で一度労働組合が結成されたことがある。その時には、当時の従業員20名中18名が組合に加入したが、結成当日の夕方までに組合員の約半数が脱退し、約一週間後、組合幹部と会社が話合った結果、「組合員であったものを一切差別しない」などという条件で解散した。

② 分会結成の契機は、次のとおりである。

会社の給料日は、毎月5日と定められているが、当時、給料が遅れて支給されることがあり、たまたま、昭和46年7月5日の給料支給日にも給料が支払われなかったため、このことに不満を持った従業員数名が労働組合の結成をよびかけた。

③ 同月7日ごろ、労働組合結成の話がまとまり、同月10日結成大会が開催され14名の従業員が加入し、全自交加盟の労働組合として発足した。

当初の役員は、執行委員長A1、副執行委員長A2、書記長A3であった。なお、分会結成通知書は同月11日会社へ提出された。

(2) 配車替等の問題と和解に至る経緯

分会は、分会結成直後、会社は、配車替えを行って、分会員を不利益に取扱ったとして昭和46年8月31日付で和歌山地労委に救済申立て（和歌山地労委昭和46年（不）3号事件）を行ったが、地労委の昭和47年7月3日の和解案により同月20日ごろ和解が成立し、分会は同年7月4日付で地労委に対する不当労働行為救済申立てを取り下げた。

(3) 分会員の再度の増加

昭和47年12月、当時分会員はA 1の1名のみであったが同月22日にA 4が分会に加入して2名となった。

その後、昭和48年2月1日にA 5とA 3が、同月15日にA 6とA 7が分会に加入した。なお、分会は、会社に対して、昭和48年2月16日付書面で分会の役員と加入者氏名を届出ている。その後、同年3月16日にA 8が、同年10月15日にA 9が分会に加入した。

3 A 6問題

(1) 会社は、分会の加入者氏名が会社に届出られた昭和48年2月16日、橋本労働基準監督署（以下「労基署」という。）に、A 6が約半月程前に乗車拒否を行ったことを理由とする解雇予告除外認定申請書を提出したが、この申請は労基署において認定されなかった。

(2) さらに会社は、翌17日就業規則の一部改正についての通達を本社事務所に入口に掲示した。

この就業規則の一部改正は、定年制に関するものであり、その内容は、「従業員の定年は満60才とし、満60才に達した翌日をもって退職するものとする。但し、体力、技能、勤務成績等が特に優秀で必要と認められた場合は嘱託とし、一年毎に更新する。この改正は昭和48年1月1日より適用する。」というものであった。

会社は、この就業規則の改正を昭和48年1月8日に労基署に届け出た。しかし、労基署は労働者の意見聴取に関する労働基準法第90条の手続について要件を欠いているとして受理しなかった。

(3) 同年3月5日会社は、労基署に第一労組の執行委員長C 1作成の意見書を付して再度就業規則変更届を提出した。この就業規則は適用時期を昭和48年3月5日とするほか、その内容は前回のものとほぼ同様であった。この変更届は同月6日、労基署で受理されている。

なお、第一労組結成通知書は同年2月16日付で会社あてに提出されている。

(4) A 6は、明治37年6月15日生れて、昭和43年9月の入社時すでに64歳で、上記届出

当時は68歳であった。同人は、入社以来昭和48年2月17日までの間なんらの支障なく会社に勤務していたものであり、一度も退職の勧告を受けたことはなかった。

(5) 昭和48年3月31日、A6とC2（第一労組員）の両名が就業規則の定年制により解雇された。

(6) A6は、上記解雇を不服として、昭和48年4月13日付で和歌山地方裁判所妙寺支部へ地位保全仮処分命令申請書を提出したが、その後、A6は、同人の代理人管理人A3とB1前社長との取り決めに了承して、同年5月25日仮処分申請を取り下げた。

A3、B1間の取り決めの内容は下記のとおりである。

記

- a. B1は、A6を橋本タクシー囑託とすることを責任をもつ。
- b. A6を高野口勤務とし、A6の意思を尊重し勤務時間を決定する。
- c. 裁判取下げに対する訴訟費用一切をB1が負担する。
- d. A6が長期欠勤の場合でも特別な理由のない限り囑託の解約をしない。
- e. その他の事については、A6、B1相談の上決定する。
- f. 以上の件について、相談役B1氏が責任をもって処理する。

(7) 上記取り決めにより、A6は、現実に、B1前社長から訴訟費用5万円と、2カ月分の給料相当額6万円を受取り申請を取り下げた。

(8) A6は、昭和48年5月23日付で会社と囑託契約を締結し、高野口営業所に勤務することとなったが、その後、同月31日付で退職した。

4 A4及びA5に対する借金返済の請求

(1) A4は、昭和42年3月会社に再就職したものであるが、会社から5千円ないし1万5千円程度を度々借りていた。

借金は、つぎの給料日に全額差引かれるが、10日程してまた借りるといふようなことを繰り返していた。なお、これらはいずれも借用証書を入れずになされてきた。

昭和47年1月、同人の父が死亡したさい葬儀後返済するとの約束で会社から10万円を借り受けた。しかし、一時に全額は返せなかったので毎月1万円ずつ返済すること

を会社に認めてもらった。

同年8月、同人の妻が病気で入院したさい、その手術費用にあてるため、毎月1万円ずつ返済するという約束でさらに9万円を会社から借り受けた。しかし、給料の少ない月には今月は待って下さいと会社に申出て返済を待ってもらっていた。

ところが、A4は、分会に入って間もなく会社のB3専務から本社へ呼ばれ「妻の入院時の借金をどうするつもりか、全額すぐ返せ」といわれた。また、昭和48年1月5日の給料日にも返済するよう再度催促された。

- (2) A5は、昭和46年3月13日に会社に入社した。同人は、入社一週間前に第二種免許をとるため、会社の運転手養成コースに入った。同人は、この養成コース期間中、前の勤務先である日通に対する借金の返済に当てるため、B1社長から10万円を借り受けた。この借入金については、毎月5千円から1万円位を返済し、給料の手取り額の少ない時には待ってもらって徐々に返済していた。

ところが、昭和46年7月10日に分会が結成され、同人がその日同分会に加入するや、その後の給料日から同人は前借金につき毎月必ず給料から5千円ずつ差し引かれた。

また、同人は、同年10月8日ごろ、一時分会を脱退し、昭和48年2月1日に復帰した。その直後、同月5日の給料日前、同人が47年10月17日にB3専務から借り受けた3万円のうち、同年11月5日および12月5日に各1万円ずつ返済した残りの借金に対し、B3専務から2月5日の給料日に全額返せ、といわれた。

そこで同人は、昭和48年2月5日の給料日に半額を返済し、残額については万一のことを考え2月15日までの猶予を求め会社の了承を得たが、それでも都合がつかなかった。

このことにつき同月17日ごろ、B3専務から、そういう無責任なことは困ると難詰され、また、B1からも「借りたものを返すのは当然だ。いまさら何をいつているのか。ボケかお前は」といわれた。

なお、同人は同年2月20日に残りの借金を返済している。

5 A9に対する会社の第一労組への加入の勧奨

A 9は、昭和48年2月第一労組結成直後には欠勤していた。同年3月5日ごろ、同人が出勤したさい、B 3専務から呼ばれ、会社の裏で同専務から、こっちの組合（第一労組を指す）へ入ってやってくれ、といわれ、第一労組への加入をすすめられた。同人は中立でいたいといって断わったが、同専務から重ねて強くすすめられたので、そのとき、第一労組へ加入した。

6 A 4に対する会社の分会員全員を引連れての退職の勧奨

- (1) A 4は、昭和47年12月22日分会に加入し、副委員長となった。
- (2) 昭和48年5月15日、同人は、勤務中に無線で本社へ来てくれと呼び出され、本社の二階和室でB 1と会った。そのさい、B 1は、同人に対し、次のような趣旨のことを述べた。男と男の約束だ、これからの話は絶対他言するなA 4君、なんとかして組合員全員を連れて会社を辞めてもらえまいか。もし辞めてくれた場合には君とA 3君は必ず2～3カ月したら引き戻す。その間の給料は私が保証する。勤務年数も通算する。A 4君が第一労組からにらまれているとしても俺にもまだ第一労組を押えるだけの力はあるんだぞ。もし第一労組がガタガタいうんだったらお前を管理職にしてでも会社に置いてやる。心配するな。

7 残業中止問題とその後の経緯

- (1) 昭和48年1月18日ごろ、分会は労働条件の改善問題に関してA 4の加入後最初の団体交渉をB 1社長との間にもった。

このときの分会の具体的要求としては

- (イ) 運転手の事故弁償金を零にしてほしい。
- (ロ) 時間外手当と深夜割増賃金を労働基準法どおり支払ってほしい。

の2つがとり上げられていたが、

これに対する会社の回答は、とりわけ(ロ)については「法違反は何もしていない、時間外手当と割増賃金については会社と従業員の間に協定がある」というものであった。

- (2) 分会は、同年3月7日にも会社のB 3専務と団体交渉を行ったが、そのさいには会社は上記(ロ)の問題については、労基署から是正勧告が出れば会社の処置を考慮すると

の態度であった。そこで同日分会は労基署へ申告書を提出した。その申告書第3項に「時間外手当と深夜割増賃金を法に基づいて過去2年間支払うこと」という部分が含まれていた。

- (3) 橋本労働基準監督署は、会社に対し同年3月26日付で違反および指導事項を示したが、その中には「現行の割増賃金に関する協定として法定基準を下回っている部分があるので、今後の割増賃金の算定は法定どおり労働時間を基礎とした方式に改められたい」旨の指導事項が含まれていた。
- (4) 同年3月末ごろ、会社は第一労組に対して残業をさせない旨通告した。
- (5) 同年3月29日午後1時ごろ、第一労組から分会に小原田の整備工場へ来てくれ、という申し入れがあった。そこで分会のA1とA4の両名が出向いたところ、そこに第一労組の執行委員5名がおり、前記両名に対し「お前らが監督署に残業手当をくれと申告したから第一組合員までが残業が出来なくなった。申告書を取上げて来い。」といった。これに対して、A1ら両名は「申告書は、労働者としての最低限度の要求です。」と答えた。
- (6) その後、現実には会社は、同年4月1日から5月末まで従業員の残業を中止した。そして、同年6月1日から再び2時間の残業を認めた。
- (7) A9は、同年5月当時第一労組員（同人は、その後同年10月15日に分会員となった）であった。

同年5月10日午後11時ごろ、同人が会社事務所へ納金に行ったさい、事務所二階のB1の部屋へ呼ばれた。

そこでB1は同人に対して、残業ができなくてシンドイやろう、私個人として1万円貸そうじゃないか、しかし、このことは誰にも、特に全自交組合の者にはいうな、私は貸した金でもよう忘れることがあるのだ、と付け加えた上、1万円を貸与した。そのときA9は別に借用証は書かなかった。

- (8) 同年6月10日前後にも、A9は同じく納金時に会社の事務所の人にいわれて事務所の二階へ上がり、そこでB1から、今月はようやっているが1万円で辛抱しておけ、

私は貸してもよう忘れるのだ、という趣旨のことをいわれ、1万円を受け取った。このときもA9は、借用証書は入れていない。

- (9) 上記(7)、(8)の計2万円については、その後B1から催促もないしA9は返済していない。
- (10) 一方、分会員にはこの前後にB1から上記のように1万円ずつ2回にわたって貸し与えられた事実はない。
- (11) 他方、A9は、第一労組所属の者からA9同様のやり方で金を借りている者があると聞いたことがある。

8 昭和48年夏季一時金問題

- (1) 分会は、昭和48年7月から貸上げと夏季一時金の要求について会社側と団体交渉を開始した。夏季一時金については会社側の当初の回答は零回答であったが、その後の

交渉により結局基本が7千円で、それに橋本地区では水揚げに対する $\frac{0.3}{1000}$ 、高野

口地区では $\frac{0.4}{1000}$ を支給するという回答に変わった。これは前年の夏季一時金が7万

8千円位であったことと比べると、比較にならないほど低額のものであった。会社側説明による低額回答の理由は経営が悪化したというものであった。

なお、昭和48年の夏季一時金については、分会も第一労組も回答としては同一であった。結局、第一労組とは上記回答のとおり1人平均一万円位で妥結したが分会とは妥結していない。

また、夏季一時金について従業員数と支給総額は昭和47年は従業員数24～25人、支給総額170～180万円、同48年は20～21人、20～21万円、同49年は23～24人、200万円であった。

- (2) A9は、昭和48年10月15日までは第一労組員で昭和48年の夏季一時金としては6,986円の支給を受けたが、そのほかに、同年8月7日ごろ、B1から3万円を手交された。その状況は次のとおりである。

A 9は、当日納金をすませてから、B 1に会社事務所二階に呼ばれた。そこでB 3は、A 9に対して、他にもないが今年のボーナスは平均7千円しか出せない。会社も赤字である。しかし、私個人として君さえよかったら貸そう、といった。

ここで、A 9は同年5月10日ごろと同年6月10日ごろの2回にわけて1万円ずつ計2万円をB 1から受け取ったことを思い出した。また、そのさい、A 9は、B 1から、私は貸した金でもよく忘れることがあると、名目的には借金であるが、A 9にくれた金であり返却する必要がない金であるとのめかされたことをもあわせて思い出して、今回の場合もまえと同様の事後処理がなされるものと考え、上記のB 1の提示に対して「貸して下さい」と申し出た。このとき、B 1は帳面のようなものを見ながら、君はよく休んでいるし、水揚げも低いから君には3万円しかよう貸さんな、といってA 9に3万円を手交した。なお、このとき、A 9は、B 1の求めにより借用証を書いたが返済日時の約束はなかった。

(3) A 9は、昭和48年8月10日過ぎごろ、橋本駅前において第一労組の委員長C 1から、C 1もまたA 9と同様の状況で金を借りた旨聞いた。そのさい、C 1は、A 9に対して金を借りたことは他の者に一切いうな、もしいったら返さねばならんぞ、という意味のことを話していた。

(4) 同年10月8日午後2時から午後5時ごろまで、橋本市民会館で第一労組の集会が開かれた。この集会には第一労組の組合員全員が出席し、議題は、会社から受ける残業手当未払分の金額をいくりにするか、というものであった。この集会にはB 1も途中から出席した。

この集会の席上、C 3がB 1に「以前に借用証を入れてあなた（B 1）から借りてある金はどうなるのですか」と質問した。この借用証というのは、ボーナス時にはボーナス以外に借りた金の借用書のことで、A 9の場合は3万円の借用証のことを指す。

C 3の質問に対してB 1は「借用証は個人には返さない、一括して橋本タクシー第一労組の三役に返す、三役で破るなり、焼くなりしてくれ」と答えた。

9 昭和48年夏の分会旗及び立看板の撤去問題

賃上げ、夏季一時金等について団体交渉が行われていた昭和48年8月4日ごろ、分会は立看板(35枚位)を橋本市役所周辺に立てるとともに会社の建物前に分会旗を掲げた。そこへB3専務が帰って来て「お前ら誰にことわってここへ旗を立てたのかすぐとれ」といった。

この分会旗は、分会員が帰った約15分後に前記立看板とともにとりはずされていた。

同月7日午後1時ごろ、分会員ら約20～30人が会社に抗議交渉に行き、C4橋本市会議員、地区労議長とA4の3名が会社の応接室でB1に対して、分会旗の撤去について抗議したところ、B1は「立看板は私個人のことにについて書いたものだから、会社のB4、B5の両管理職に命じて取りはずさせ焼きすてた」と答えた。

なお、分会旗はそのときB1の住居の二階におかれていたので、その場で返却してもらった。分会は、返却された分会旗を再び掲げそこを引き揚げたところまたもや撤去されてしまった。

以上の事実が認められる。

第2 当委員会の判断

1 B1の分社における立場

会社は、B1は昭和48年3月7日代表取締役を辞任し、それ以降は会社とは関係がないと主張する。

しかしながら、B1は、代表取締役を辞任した後も、前記第1の3、6、7及び8認定のとおりA6問題、A4に対する退職勧奨問題、残業中止問題、夏季一時金問題など労使間の問題に関与し、しかも重要な役割を演じていることが認められる。そして、これらB1の言動を会社が積極的に否定した形跡は見当らず、かえって、上記認定の事実を徴すれば、暗黙裡に了承しているとみられること、加えて、B1は、B3専務の兄であり、同人の居宅の一部を会社事務所等に貸与していたことなど、あわせ考えると、同人は、代表取締役を形式的には辞任していたが、辞任後も労使関係については事実上、会社を代表して行動していたものとみるのが相当であり、会社の主張は採用しがたい。

2 A6問題について

会社は、A 6 の乗車拒否については監督者から注意を与え、処分を検討中であり、また、定年制の実施は近時の交通事情等からみて以前より検討していたものであると主張する。

(1) しかしながら、A 6 の乗車拒否に対して監督者から注意を与えたとする事実は認め難く、仮に注意を与えたとしても、そのことが直ちに即時解雇に相当するものとも考えられないのに、会社は、A 6 の分会加入の当日にあえて解雇予告除外認定申請書を労基署に提出している。このことについて、初審命令は、「分会勢力の増大を嫌悪する会社がA 6 の分会に再度加入することを嫌い、同人が分会に加入する限り会社から排除されることを示唆し、よって、A 6 が分会から脱退することを期待するとともに、他の従業員が新たに分会に加入することを阻止しようとした労働組合に対する支配介入である」と判断しているのであるが、上記判断をくつがえすべき事情は認められず、上記判断は相当と言わざるを得ない。

(2) また、旅客の完全輸送という観点から、定年制を実施すること自体は不合理とはいえない。

しかしながら、会社は、A 6 から定年制該当者に対する経過措置などについて、当人や分会と何ら話合うこともなく、A 6 の分会加入の直後に就業規則の改正を告知する文書を事務所にはり出し、A 6 をして遂に会社を去らしめている。このことは、上記(1)に判断したとおり分会並びにA 6 の分会加入を嫌悪する会社が、A 6 の分会加入に対する報復として定年制の実施に藉口し、同人を企業外に排除し、一般従業員に対して分会に加入することが不利益であることのみせしめとする一貫した意図で行ったものとみるのが相当である。

したがって、「このことは労働組合法第7条第3号所定の不当労働行為である」とした初審判断は相当である。

3 A 4 及びA 5 に対する借金返済の請求について

会社は、A 4 及びA 5 に対して借金返済請求を厳しくした事実はないと主張する。

しかしながら、前記第1の4認定のとおり会社は、従来、簡単に返済に関して猶予を

与えていたのに、両名の分会加入後は、ことさらに厳しく返済を迫っていることからみて、会社の行為は、両名の分会加入を嫌悪し、分会に加入したことによる不利益をちらつかせて、その脱退を示唆し、両名に動揺を与え、ひいては分会の運営に支配介入することを意図したものと認められる。

よって、A 4 及び A 5 に対する借金の返済請求を労働組合法第 7 条第 3 号に該当するとした初審判断は相当である。

4 A 9 に対する第一労組への加入勧奨について

会社は、初審命令の A 9 に対する第一労組への加入勧奨の事実認定は誤認であると主張する。

しかしながら、前記第 1 の 5 認定のとおり的事実が認められ、これは明らかに労働組合法第 7 条第 3 号に該当する支配介入である。

5 A 4 に対する退職の勧奨について

会社は、初審命令の A 4 に対する退職勧奨の事実認定は誤認であると主張する。

しかしながら、前記第 1 の 6 認定のとおり的事実が認められ、これは明らかに上記 1 判断のとおり会社の行為と認められ、労働組合法第 7 条第 3 号に該当する支配介入行為と断判するのが相当である。

6 残業中止問題について

会社は、昭和 48 年 4 月、5 月の 2 カ月間残業中止をした際、A 9 に金銭を交付した事実はないと主張する。

しかしながら、前記第 1 の 7 の(7)及び(8)認定のとおり B 1 は、A 9 に合計 2 万円を貸与したものと認めざるをえない。そして、前記第 1 の 7 の(7)及び(8)認定の B 1 の言動及び前記第 1 の 7 の(11)認定の事実からみて、会社は、第一労組員の残業中止問題に関する不満を解消するため、第一党組員らに残業中止による減収分に相当する金銭を交付したものと推認される。

他方、分会員に対してはこのような措置をとっていない。このことは、分会員を分会員であることの故に差別し、分会の弱体化を企図したものであり、労働組合法第 7 条第

1号及び第3号に該当する不当労働行為とした初審判断は相当である。

7 夏季一時金問題について

会社は、経営不振のため昭和48年度夏季一時金については低額回答をし、また、A9に3万円貸与したのは、同人の依頼によるものであると主張する。

ところで、昭和48年度夏季一時金の会社回答は、前記第1の8認定のとおり1人平均7千円プラスアルファであるが、それは、昭和47年夏季一時金が平均7万円余りであったこと、昭和49年度夏季一時金が平均8万円余りであったことと比較してみれば、著しい低額回答であったと言わざるを得ない。会社は、低額回答の理由として経営が悪化したというのであるが、同年4月から5月にかけての残業中止で会社の営業収入に若干の落ちこみがあったであろうことは推定しうるが、その前後の昭和47年及び昭和49年と比較して他に格別の事情は認められず、経営不振を理由に例年の10分の1程度の夏季一時金しか支給できなかったとする会社の主張は、そのまま受けとるわけにはいかない。そして会社の低額回答に従業員らが強い不満をもったことは容易に推認しうるのである。

しかるところ、前記第1の8の(2)及び(3)認定のA9に対する3万円の貸与の状況及び第一労組C1委員長の言動等からみて、会社は、表面上の夏季一時金交渉とは別に、第一労組員に対しては、個別にその運転手の成績に応じて、貸付の名称で金銭を交付し、第一労組員らの低額回答に対する不満を解消したものと推認せざるを得ない。しかしながら、分会を嫌悪する会社は分会員に対してはそのような措置を講じていないのである。

したがって、分会に対しては低額回答を押しつけ、第一労組に対しては、分会と同様な回答をする一方、別途に貸付の名称で金銭を交付している会社の措置は、分会を嫌悪し分会員なるが故に不利益に扱い、ひいては分会の弱体化をはかった支配介入である。

よって、かかる会社の措置を労働組合法第7条第1号及び第3号に該当するとした初審判断は相当である。

なお、第一労組員に対する金銭の交付は、勤務態度や、水揚げの成績に応じて決定されたとみられるが、勤務態度や水揚げの成績の悪かったといわれているA9において3万円を受取っているのであるから、分会員に対する不利益は少なくとも3万円とみるの

が相当である。

8 分会旗の撤去問題について

会社は、分会に対して分会旗を撤去するよう申し入れ、かつ、撤去後は組合旗をとりにくるよう申し入れていると主張する。

しかしながら、会社は、前記第1の9認定のとおり「お前ら誰にことわってここへ旗を立てたのかすぐとれ」と言ったのみで、一方的に分会旗を撤去したものであり、また、会社が分会に対して分会旗をとりにくるよう申し入れたという事実も分会旗撤去の業務上の必要も認められない。

してみれば、会社の本件分会旗撤去は、分会を嫌悪し、分会が夏季一時金の低額回答に抗議し、団結の示威として分会旗を掲揚したことを抑圧する目的でなされたものと認めざるを得ない。

したがって、本件分会旗撤去をもって施設管理権に藉口した労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為とした初審判断は相当である。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、同法第27条及び労働委員会規則第55条を適用して主文のとおり命ずる。

昭和52年6月15日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎